

春日井市 J R 東海バス廃止代替路線運行費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市は、バス路線の存続により市民の交通利便を確保するため、予算の範囲内で、名鉄バス株式会社（以下「名鉄バス」という。）に対し補助金を交付するものとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、名鉄バスが行う補助対象路線に係るバスの運行とする。

2 前項に規定する補助対象路線は、次に掲げる路線であって、補助金の交付を受けようとする年度（以下「補助年度」という。）の前々年の10月1日から補助年度の前年の9月30日までの1年間に当該路線の運行によって得た経常収益の額が同期間の当該路線の経常費用の額に達していないものとする。

路線名	運行区間	区間距離 (km)
東野線	春日井駅～大池住宅前	4.8
	春日井駅～桃花園 (補助対象区間は、春日井駅～尾張下原)	4.5
玉野台循環線	高蔵寺駅～高蔵寺駅	9.8
	玉野台南～高蔵寺駅	6.5
	高蔵寺駅～木附西	6.3

(補助対象経費等)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の額は、補助対象路線それぞれの経常費用に適正利潤（経常費用の5%に相当する額）を加えた額から経常収益を差し引いた額とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の額を限度とし、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 名鉄バスは、春日井市JR東海バス廃止代替路線運行費補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、補助年度の4月30日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 欠損額算定のための基礎的数値算出書
- (2) 経常費用の算定書
- (3) 経常収益の算定書及び調整率の算定根拠資料
- (4) 路線別輸送実績及び平均乗車密度算定表
- (5) 補助金交付申請額の算定書
- (6) 対象期間における一般乗合旅客自動車運送事業要素別原価報告書第1表・総括表

(交付決定)

第6条 市長は、規則第4条の規定により補助金の交付を決定したときは、春日井市JR東海バス廃止代替路線運行費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、名鉄バスに通知しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 補助金は、補助金の額の確定後、名鉄バスの請求に基づき交付するものとする。

(検査等)

第8条 市長は、名鉄バスに対し、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において補助事業について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(帳簿の保存)

第9条 名鉄バスは、補助事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月30日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市J R東海バス廃止代替路線運行費補助金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市J R東海バス廃止代替路線運行費補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

第1号様式(第5条関係)

年 月 日

(宛先) 春日井市長

申請者

住 所

名 称

代表者氏名

春日井市 J R 東海バス廃止代替路線運行費補助金交付申請書兼実績報告書

補助金の交付を受けたいので、春日井市 J R 東海バス廃止代替路線運行費補助金交付要綱
第5条の規定により次のとおり申請します。

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 補助事業の目的
- 3 補助事業の内容
- 4 事業実績及び効果
- 5 添 付 書 類

第2号様式(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

春日井市長

印

春日井市 J R 東海バス廃止代替路線運行費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあつた春日井市 J R 東海バス廃止代替路線運行費補助金については、春日井市 J R 東海バス廃止代替路線運行費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり交付することに決定します。

- 1 補助金の額 円
- 2 この補助金の対象となる事業
- 3 条 件